

# 家庭科における「働くこと」の意味を探る

— DVD『ダンダリン 労働基準監督官』視聴から —

齋藤 美保子 [鹿児島大学教育学系 (家政教育)]

## Exploring the meaning of “labour” in a domestic science course - From the viewing of a DVD titled “Danda Rin - The Labour Standards Inspector”

SAITO Mihoko

キーワード：家庭科、働くこと、キャリア教育

### 1. はじめに

1992年のリオ・デ・ジャネイロの国連環境開発会議（UNCED）では、持続開発の達成に向けた基本原則と行動計画を提供し、持続可能な社会の基本が経済及び社会開発と環境保全であることを提示した。これらの国際的背景のもと、経済的な施策で国内では1985年「労働者派遣法」が施行され、その後、次々とこの法律は改定されてきた。この改定のたびごとに、労働環境—すなわち労働条件の悪化はあったと考えられ、例えば女性と若者の雇用形態は2015年9月段階で3人に1には非正規雇用となっている<sup>1)</sup>。また、2010（平成22）年労働基準法改定に伴っても日本の労働時間は国際的にみても長時間労働であることに違いはなく、2014（平成26）年度「過労死等の労災補償状況」によれば、精神障害労災請求件数が1,456件と過去最高であり、従来の「過労死」のほか、慢性「過労死」症候予備軍が数十倍に増加している。ここで、「働くこと」を学ぶ教科は学校教育の中では「社会科」がその大きな役割を担っている。しかし家庭科は、生活の中から、働くことを考え—すなわち「生命と労働力の再生産」の立場から、生活の主権者である国民の立場からも「人間らしい働き方」を学ぶ教科であるといえるだろう。そこで、本研究は、この仮説に基づき、家庭科から「働くこと」の意味を探ることを目的とし、その際、①社会科との相違 ②家庭科として「働くこと」を取り上げる意義を提示する。

### 2. 背景と問題意識

#### (1) 背景

前節で労働状態の悪化を概観したが、このような状況は、家庭生活に多大な影響を及ぼしている。その一番は生活不安と思われ、このデータは『国民生活に関する世論調査』から伺える。

生活不安に関して『国民生活に関する世論調査』（平成26年度：平成26年6月調査）の「現在の生活の満足度」から各面からの「不満」（やや不満＋不満）と思う割合は、所得・収入の面では54.1%に及ぶ<sup>2)</sup>。2014（平成26）年に消費税8%導入直後でさえも、半数以上の国民が不安を抱えている結果である。その後2014年の内閣府発表では、日常生活の不安や心配が66.7%に不安を感じているとの回答があり、着実に不安観は増加しているといえよう。

それを裏付けるように、ここ数年「貧困」問題が浮上してきている。著者は2013（平成24）年から段階的に子どもの貧困についての研究を行ってきた。

それらからは、特に子どもの貧困は、子どもの発達段階のあらゆる場面に現れ、貧困の中心的な問題は「経済的困難」<sup>3)</sup>であることを示してきた。そして、複合化する不利やライフチャンスの制約があり、つまるところ貧困の世代間連鎖へと引き継がれ、「貧困の連鎖」という言われるゆえんである。

内閣府2014（平成26）年子ども・若者白書<sup>4)</sup>では、子どもの相対的貧困率が示され、平成21（2009）年には15.7%となり、世界では第10位と大変高い。白書では続けて、子どものいる世帯のうち、「大人ひとり」がいる世帯では、貧困率が50.8%、「大人二人以上」がいる世帯では12.7%と示している。

つまり、両親ともいる子どもの場合、あるいはそれに代わる保護者がいる場合よりシングル世帯では貧しいということである。また、シングル世帯は2人に1人が貧困であることが示されているわけである。

実際、どれだけ、貧しい状況なのかを授業で検討すれば以下のこととし、「体験」学習として計算をさせた。

鹿兒島では 最低賃金 678 円 (2015 年改正前)  
 最低賃金 678 円 × 7 時間 × 20 日 = 94,920 円 …… A  
 家賃・光熱費 45,000 円 とし、…………… B  
 食費など 1 日 1,000 円 × 30 日 = 30,000 円 …… C  
 A - B - C = 残金 19,920 円

実際は、土日でも働くことがあり、午後5時以降別な個所で働くこともある。住居費がもう少し、高い場合もあるし、公共施設利用で安い場合もあるとしても、「最低限度 (?)」以下と考えられる。

日本国憲法第 25 条 1 項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とある。これからして、国民生活の貧窮化—国民の 1/3 が非正規雇用と過言ではない中での『働き方』というのはいったい何なのであろう。

2009 年告示の新学習指導要領に準拠した、高等学校の教科書に「子どもの貧困」が記述されるようになったものの、授業作りにおいてはまだ課題となっている。

## (2) キャリア教育について

文部科学省は、「一人一人の勤労観、職業観を育てる」ことをキャリア教育の目的としている。その方法としては、「職場体験・インターンシップ」を推奨している。ここでは、インターンシップなどの論考は紙面上の都合からできない。ただ、以下の課題については提示しておくことにしたい。

- ① 職場体験は大事であるが、家庭生活での「家事労働」の位置づけが弱い (ただ、家庭教育の介入はできないし、すべきでない)。
- ② 職場体験の受け入れ先と経済的及び時間・労力負担—企業側と学校・教員双方の負担が多である。
- ③ 従来から学術的・社会的問題として取り上げてきた「性別役割分業」研究成果の不継承があげられる。

④ 格差社会に対し、変革主体としての育成なのか。

さて、ここで国民生活が困窮化しているという事実や就職難、ブラック企業などの社会的背景の中から、文部科学省がタイアップしている映画「HERO」についてみてみよう。「HERO」は、子どもから高齢者まで人気が高い俳優の出演も相まって、視聴率が30%を超えるドラマである。特にキャリアでもない主人公が (大学検定の出身) 検事となり、カジュアルな服装でデスクワークよりも現場に赴き解決してしまう、それがまさにヒーローなのだ。

他に昔ヤンキーだった人、キャリアでもない人が社会的に信頼おける地位を獲得する、例えば教員・弁護士などになった、いわゆる偏差値が低かった人が有名な大学に入学する、などなどの例は、「子どもたちに励みを与える」ことだろう。しかし、こうした意味では、日常生活の中で④の変革主体として、多くの人がそのような地位を獲得できるのであろうか。このような過酷な労働状況化の中で地位・職業を得るというだけではないのだろうか。つまり、60年代70年代のハイタレント養成としての教育再編なのではなかろうか、大変疑問である。それらよりも、人間らしく働くことの意味を探りつつ、粘り強く戦うこと、主権者として生きていくことなのではないだろうか。

そこで、本稿は以上の問いに対して、同じ「正義と働く者の保護」をうたう、映画『HERO』と『ダンダリン労働基準監督官』を検討した結果、より職場の現実問題を扱った『ダンダリン労働基準監督官』—女性が主人公—を取りあげることにする。それらから、家庭科にとっての『働くこと』の意味を探ろうとするものである。

## 3. 方法

- (1) 大学小専科目『人間と生活』の授業内容概観をする。
- (2) 大学専門科目 小学校教科専門科目 生活から著者担当の「人間と生活」からの授業とそれに対する学生コメント用紙 (自由記述) から分析する。
- (3) DVD 『ダンダリン 労働基準監督官』視聴後の学生コメント用紙 (自由記述) から分析す

る。

#### 4. 対象と調査期間及び分析方法

- (1) 対象者は A 大学 4 年生 103 名登録・回収 80 名（内訳男女 40:40）
- (2) 期間 2015 年 6 月～7 月
- (3) DVD 視聴学生のコメントへの分析方法

##### 1) キーワードによる類型化と分析

###### ①第 1 段階

高等学校家庭科教科書「家庭総合」6 社索引から選出した。その結果、「職業労働」「職業選択」「職業生活」「労働時間」「労働基準法」「男女雇用機会均等法」の 6 キーワードを選出した。

###### ②第 2 段階

提出された学生の「コメント用紙」から、上記 1) の 6 キーワードをもとに、学生コメント用紙からからもキーワードを選出した。

###### ③第 3 段階

①と②段階から、頻度回数の結果をまとめ 8 種類に分類した。すなわち、A：雇用関係、B：賃金、C：雇用形態、D：監督官業務等、E：法律、F：労働環境、G：権利、H：その他である。

この頻度回数の分析により、学生のドラマ視聴に関する認識がわかり、少なくとも日常生活の労働状況の把握と捉えることができる。それは、認識なしには、意識はないからである。意識は絶えざる知識との関係性から生じるものである。したがって、ここで認識を分析することは、例えば学生が今後社会人になるにあたって一労働環境の改善当事者になるうえで重要な意味を持つものである。

認識が可能なのは、講義などでの知識を得、つまり働くことへの知識を獲得することであり、フランシス・ベーコンの「知識が変革への力」となることである。

##### 2) 学生の感想文

コメント紙とは違う、普段の感想出欠表から読み解く。すなわち、感想文から、内容の吟味を行う。

#### 5. 結果と考察

##### (1) 講座『人間と生活』の授業内容について

本講義は、小学校教科専門科目「生活」の中の

一つである。この講座のシラバスは「人間の生活の仕組みを考え、衣食住など身近な問題から地球環境にいたるまで見つめ直し、生活者の視点から課題を明らかにし、人間らしい生活とは何か、どのように人間らしく暮らせるか、その筋道を理解してもらおう」また、「ただ生きているのではなく、家庭教育を含め、人間はどのように育っていくのか、ライフステージごとの発達課題も理解する」という目的で設置したものである。もちろん、学校教育での家庭科の学習内容である以上に、学生自らの自立をも目指している。したがって、時には、社会的な問題も取り扱っている。以下が本稿とかかわり合う 3 回分の講座内容である。

##### 1) 講座内容

全 15 回のうち、本稿と関わりあるのは、「家庭経済」と「職業労働」の 2 回であったが、今年は DVD『ダンダリン 労働基準監督官』の視聴を入れ、3 回とした。内容は以下の通り表 1～表 3 である。また、従来消費者センターからの講師派遣授業を今年は入れず、その代わりに DVD『ダンダリン 労働基準監督官』の視聴を入れた。毎回の講義ごとに感想及び質問を書き入れ、「出席表」としている。

表 1 第 1 回 家庭経済

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 労働の実態                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 労働時間・・・世界でも長い労働時間</li> <li>(2) 労働の実態・・・過労死・過労死予備軍</li> <li>(3) 労働基準法から ○×クイズ</li> </ol> </li> <li>2. 貧困                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相対的貧困率</li> <li>(2) 所得格差</li> <li>(3) 失業</li> </ol> </li> <li>3. ストレス</li> <li>4. 問題解決するには</li> </ol>
---

表 2 第 2 回 職業労働

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平均収入</li> <li>2. 雇用別収入</li> <li>3. 問題点                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 女性の雇用形態・M 字型雇用・昇給・昇進</li> <li>(2) 労働者派遣法の歴史とその内容</li> </ol> </li> </ol>
---

- (3) 非正規雇用・派遣労働者の増加と年収  
4. 企業の内部留保と法人税

表3 第3回 福利厚生とカード社会

1. 福利厚生
2. ダンダリン労働基準監督官 視聴
3. カード社会
4. 多重債務
5. 自己破産と生活再生

## 2) 今回の講義の新留意点

今回の講義の新たな留意点は、表2 第4「企業の内部留保と法人減率」のことを旧来に加え、新データを加えた。これは、2015（平成27）年3月31日以降は『復興特別法人税』が廃止され、減率となるためデータを新しくする必要があったからである。

筆者は以上の時代的变化の対応に加え、非正規雇用の増加と企業の内部留保の増加があり、その反対に「法人税」の減率と消費税の増加との事実を示した。これらの相関関係が「見せかけの相関関係」ではなく、労働総研は内部留保の還元効果として「最低賃金1,000円」実施は内部留保2.7%で可能なことを示している<sup>9)</sup>ことからしても明らかである。

また、『労働者派遣法』の「改正」により、26部門の撤去、「一生派遣社員」「正規雇用者0」などの危機的状況から、家庭生活領域では、一層の「貧困」の広がり、親子への連鎖等広がりと同様に深さの深刻化が顕著である<sup>6) 7) 8)</sup>。こうした「貧困」にまつわる論調は後がたたなくなってきた。

これらは何を意味するのであろう。同じ「敗戦国」ドイツは1995年に世界に先駆けて週35時間労働制を設置したのに対し、日本では、今だに長時間労働、格差のひろがりとしての貧困をかかえている。「労働者派遣法」や「労働基準法」の「改正」で歯止めの撤去をむしろ、しようとしている。これは経済的には「不効率」なのではないだろうか。以上のことを授業後の感想文から探ってみる。

## 3) 授業後の学生感想文から

## 第1回 家庭経済

- A 日本は、世界でも労働時間が一番長い国

である。通常の勤務が終わった後は残業を行ったり、休日出勤をしたりする場合もある。過労死という問題もある。長時間労働でも、働くのは会社のために働くこと、家族のことを考えると、そうせざるを得ない状況もあったのではないかと思う。

また、日本は、貧困率先進国の中では高い。学校教育を受ける子どもたちの中にも、様々な状況をかかえている可能性が高いという意識を持つことが大切であると思う。なんでも自分が受けてきたこと、見てきたこと、聞いてきたことが当たり前だということはできないと常に考えておく必要がある。(男)

●B 日本は、他の国と比べて所定内労働時間等が長いというのは以前から少し知っていたが、ドイツと比べると1日2時間近くも長く働いているのには驚きだった。確かに、日本は勤務時間が朝早く、居酒屋などは夜遅くまで営業しているので、深夜まで働く人もいる。私がアルバイトをしているお店でも、人手不足のために1週間で労働時間が35時間以上働いている人もいて、人員不足などの理由で仕方なく時間外労働をしなければならない状況が、今の問題としてあるのだと思う。・・・略

貧困率比較においても日本がアメリカに次いで2位だったことにも驚いた。今では、以前よりも貧困者に対して金銭的な補助が充実しているように思えるが、自分の周りにいないだけで、日本にはまだまだ多くの貧困者もいるのだろう。TVの特集などでも、ホームレスの話題が時々、取り上げているが、そのような人々を支えていくためにも、地方公共団体が何かしらの補助を行うこと、いつでも相談ができるような人員配置などが大事になると思う。(女)

2人だけでここにあげたが、おおよそ日本の現状についての理解はしていると思われる結果である。この2人について『ダンダリン』視聴後について詳細にみってみることにする。

## 4) DVD版『ダンダリン 労働基準監督官』第1回のあらすじ

対象とする第1回目のダンダリンの放映内容は以下のようなものである。

### ①あらすじ

主人公（女性）は労働基準監督官として異動してきた人である。なにやら、いわゆるトラブルメーカーらしい。しかし、その内実は労働基準法などの順守に欠ける企業や経営者の摘発であり、融通が利かないほどの持ち主であった。職場の上司や仲間、主人公に翻弄されながらも第1回はサービス残業（未払い賃金）やパワハラなどの労働者いじめに対して是正勧告を無視した経営者と企業に対して労働基準法第102条に従い「逮捕権」を行使したものであった。

前記の内容に対して、学生たちの中から、紙面の都合上男女2名を選出したのが以下である。

### ②『ダンダリン 労働基準監督官』視聴後

●A 今回、労働基準法に、使用者と労働者は対等であるといわれていたが、現実、なかなか、そのようになっていない現実があるのではないかと思う。しかし、労働者にも権利がある。一人で、会社側に申告するのにはとても勇気があることである。申告しづらいのは、会社側が上、労働者が下という構図が出来上がってしまっているからなのではないかと思う。一人では、やりにくいということがないため、労働者は労働組合を作ることができ、不当なことがあれば組合で、権利を行使する必要がある。今回、労働基準監督官に逮捕権があるということは知らなかった。自分たちも権利があるけれど知らないものが数多くありそうだ。持っている権利をきちんと行使できる知識をつけなければと思った。（男）

●B 「ダンダリン」というドラマに今回、初めて見たが、労働基準法や労働基準監督官についてとても親しみやすいドラマだと感じた。ドラマの中でもあったが、日常生活の中でも、様々な場面で労働基準法の違反はあるのではないかと思う。最近では、雇用条件などで、性別や年齢を雇用側が規定しているケースは少なくなっているが、ドラマの最後の場面でもあったが、賃金の未払いを上司に指摘することは、とても勇気のいることである。労働基準監督官は、違

反を取り締まるのが仕事であるが、社長が法律違反で捕まることによって、仕事を失ってしまう人もたくさんいる。違反を取り締まるだけでなく、仕事を失った人に対してどのように支援をするのかも、その人の生活を保障するために大事なことであると考える。金銭的な問題が、やはり一番大きいと思われるので、補助金や、新しい職の紹介があげられるだろう。（女）

\* 下線は著者

この感想の中で大きな変化は、以下2の点である。

第一に●Aの下線にあるようにDVDでは、「労働組合」については触れていないにもかかわらず、「労働組合」と明記し、それを「権利」であると述べている点である。また、「持っている権利を行使する知識をつけたい」とも述べていることから、ただ単に現実の厳しさの認識から、視聴後は権利の主体者としての認識に変化している、と捉えられる。

第二に●Bは、視聴前は、知識を得ることがあったが、その後周囲の状況を「雇用条件などで性別や年齢を雇用側が規定しているケースが少なくなっている」と認識し、「生活を保障するには・・・金銭的なことが一番で、そのための支援」とさらに行動認識の範囲が広がってきていることである。

紙面の都合もあるが、他にも多く視聴後では多少なりとも変化が見られた。

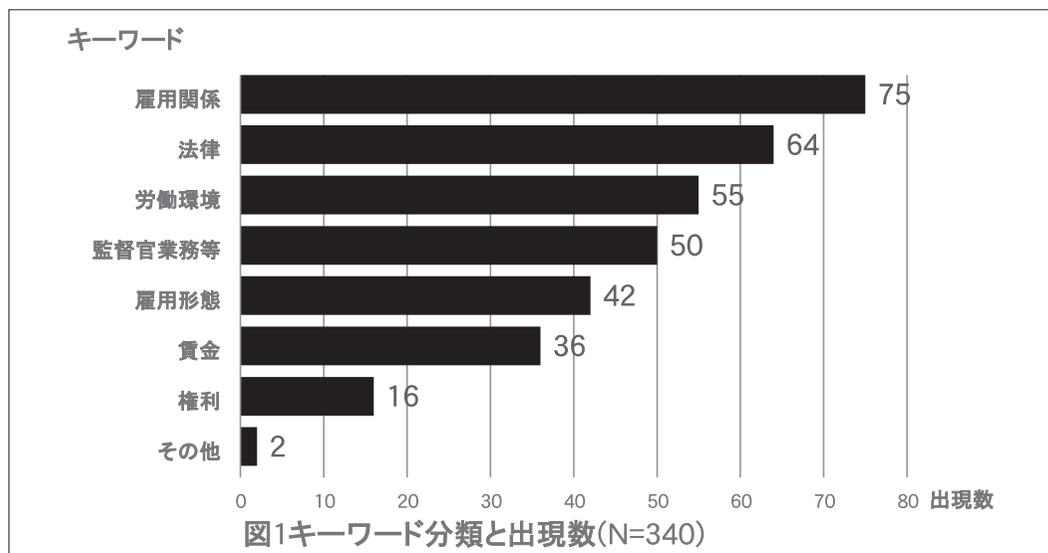
この例は2人だけとりあげただけで、何とも判断ができない。しかし、この視聴後の学生たちの感想から、視聴前・視聴後でどのように変化があったのか、あるいはなかったのかを客観的に意識調査をし、吟味する必要があることが今後の課題である。

さて次にキーワードの頻度数と分析により、別の角度で『ダンダリン 労働基準監督官』視聴後の学生コメント用紙から見てみたい。

### (2) DVD『ダンダリン 労働基準監督官』の視聴後学生コメント用紙からの分析

#### 1) 全体のキーワードとその出現数

分析方法で述べたように、全体として8種類、「雇



用関係」、「賃金」、「雇用形態」、「監督官業務等」、「法律」、「労働環境」、「権利」、「その他」が得られた(図1)。その出現総数は340を得られ、「雇用関係」が75(22.1%)、「法律」が64(18.8%)、「労働環境」が55(16.2%)、「労働監督官業務等」が50(14.7%)、「雇用形態」が42(12.6%)、「賃金」が36(10.6%)、「権利」が16(4.7%)、「その他」が2(0.6%)であった。

この結果から、このDVDの内容は「雇用関係」や「法律」による内容であると捉えられていることがわかる。労働監督官は、「逮捕権」がある、というのを初めて知った学生が多く、著者もこのドラマを見るまで知らなかった。その「監督官の業務」よりもこのドラマは企業(経営者)と労働者(雇用者)との関係で進んでいることが学生の認識状況からもわかる。資本主義の階級構成として「企業・経営者」と「労働者」がある。

事実「雇用関係」75の内訳は、労働者34(45.3%)と企業・経営者32(42.7%)、ブラック企業9(12%)であった。「法律」は64であり、その中で単名の「法律」が18(28.1%)、「労働者派遣法」と「男女雇用機会均等法」が各1で、一番多かったのはやはり「労働基準法」であった。「労働基準法」は44を得られ、全体の69%にも及んだ。

この結果から、このDVD視聴からは「労働基準法」が中心課題であり、今後労働基準法の学習やその意義について必要不可欠である、ということがわかった。

## 2) 「労働環境」に関するキーワード

次に「労働環境」に関するキーワードの類型は、図2のようになり、「過労死」「労災」などのように明らかにマイナスイメージのキーワードである。他のキーワードにしても、「違法労働」「雇用問題」「職業問題」等など、プラス志向ではないキーワードをあげていると推察される。

「労働環境」全体の出現数は55であり、このうち「労働環境」が14(25.5%)、「労働」が11(20%)、「違法労働」が9(16.4%)となっている(図2)。

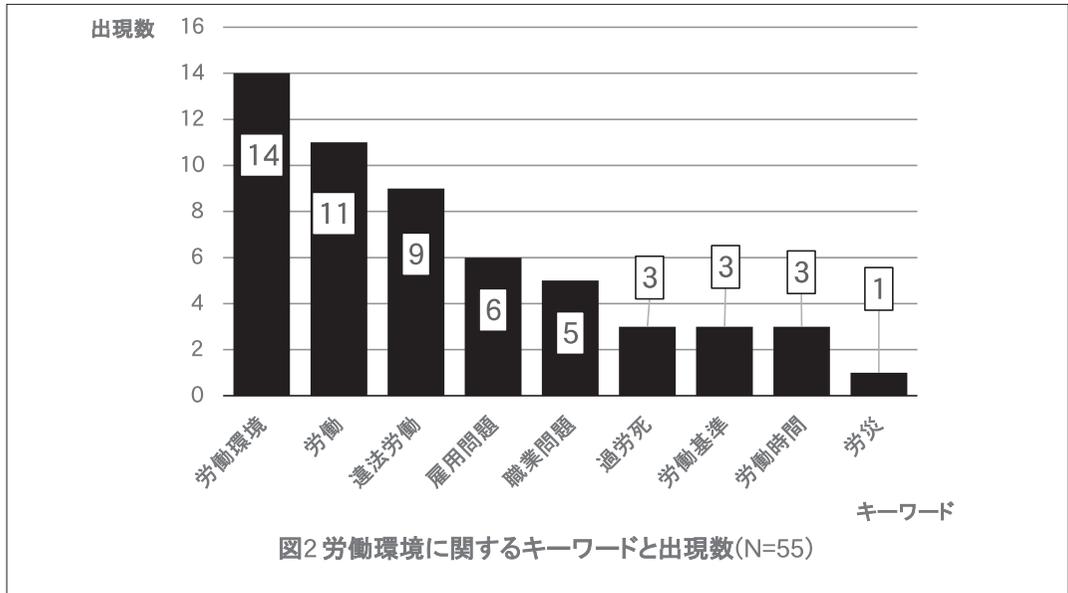
## 3) 「雇用形態」に関するキーワード

「労働環境」が少なくとも良い環境ではないことを裏づけるものとして「雇用形態」をあげる。「雇用形態」に関するキーワードは42を得られた。この内訳は、「アルバイト」が17(40.5%)、「パート」が2(4.8%)、「正規雇用」が12(28.6%)、「非正規雇用」が11(26.2%)であった。これを「アルバイト・パート・非正規雇用」とひとまとめにすると30(71.4%)となった。つまり、学生は、「非正規雇用」者が多い社会と捉えている。

## 4) 「賃金」に関するキーワード

「賃金」に関するキーワードは、36で内訳は、ただの「賃金」が8(22.2%)、「未払い賃金」が9(25%)、「サービス賃金」が19(52.8%)であった。

これらも「未払賃金+サービス賃金」とまとめると28(77.8%)と多い。この結果、「賃金」に関しても良い状況ではないことがわかる。



「労働環境」「雇用形態」「賃金」の結果から、DVD 中に表現されている「労働」は、大変厳しい、と捉えていることがわかる。

それに対して「正義の味方？」の労働基準監督官についてのキーワード以下の通りである。

#### 5) 「労働基準監督官」に関するキーワード

「労働基準監督官」に関するキーワードは「労働基準監督官」が 27 (54%)、「労働基準監督署」が 19 (38%) を得られた。内容及びその業務については特別に具体的な記載は見られなかった。少ないが「逮捕権」に 4 人があげていた。コメント紙には、「初めて逮捕権があることを知った」との記述があり、「監督官」がいるということも知らなかったのかもしれない。事実、DVD でも「逮捕」を行使するには、あまり前例がないシーンが報じられており、筆者も先に述べたように知らなかった。また、キーワード入力時に「監督所」とするものもあり、「署」との意味がそもそも明確に区別されていなかったと推測される。

#### 6) 「権利」に関するキーワード

「権利」に関するキーワードは、全体で最も少なかった。このことは、学生が「権利」について認識していない一つの目安である。つまり、権利意識が低い、と言ってもよい。今後は、のちに述べるが家庭科教育の課題である。

さて、それでも 16 の中で「労働組合」が 10 (63%)

であり、「権利」が 6 (37%) であった。DVD には「労働組合」のシーンは全くないことから、キーワードをあげるのが少ないながらも、労働環境を整えるためには、一人ではなく仲間が必要である、という「労働組合」の役割りを認識していると思われる。

以上の結果から、考えられることをまとめると、学生用コメントでは、当然のことながら、「労働」に関するキーワードが多様であり、DVD の内容を反映しているものであった。それでは DVD の内容が現実を反映しているかという価値観もあり、一概には言えないだろう。しかし、学生が使用したキーワードからは学生自身の認識が読み取れ、労働をめぐる、苦境が散見された。

#### 6. 家庭科における『働くこと』とは

さて、社会科ではなく「家庭科」での『働くこと』を考える場合、少なくとも働かなければ生きてはいけないことである。欧米と日本ではそもそも、『働くこと』への考えが異なる。例えばいかに日常生活を楽しむかにアクセントが置かれている欧米に対して、日本では『働くこと』自体が目的化している。しかし、21 世紀に突入した日本は何はともあれ、職を得ることさえ困難であり、職を得ても「幸福感」は得られていない。

DVD の中で、ようやく仕事を手にした中年の働

く者が、ひどいパワハラをされて自殺未遂を行った。監督官は「仕事にしがみつくと命にしがみつくとの方が大事なのでは」というセリフがあった。この命と生活を直接学ぶ家庭科は、このような労働現場や生活破壊の中では、人間らしく生きられない、とそのため具体的な課題を出す必要がある。そのために、紙面が許される範囲で提案したいと思う。

#### (1) 権利主体者として育てる教育

そもそも労働収入は限られており、その中で「やりくり」をしてきた教育は限度がある。自己責任ではなく、要望をしっかりと世界へ発信していく。憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活」はそのための大きな指針である。

##### 1) 社会保障の見直し、変換

社会保険は、世界でも優れた制度と言われている。しかし、社会保険の恩恵を受けられない非正規雇用者が1/3以上の中で、誰でもが受けられるようにする制度の変換が必要である。

##### 2) 生活保護制度や権利の主体として様々な制度を活用する

まず、生活保護は多様な扶助がある。生活扶助だけでなく、多様な扶助について知り、活用する。

さまざまな制度は活用してこそ生かされる。

#### (2) 政治教育の必要性

権利主体として、「労働基準法」「労働者派遣法」「育児・介護休業法」など法律や政策を学ぶ必要性がある。ただ、学ぶだけでなく、子ども同士の意見表明・討論を推し進めることが必要である。これらを進めることは結局、「民主主義」を徹底することにつながる。よく「多数決」が民主主義と思う人がいるが、それは間違いだろう。また、子ども自身による法律(案)作成、模擬会議、市長・県知事への手紙など、学校から「発信」させることが必要である。

### 7. 今後の課題

(1) ここでは、「映画」の出来不出来やいわゆる「うける」などという「おもしろさ」を求めるのではなく、「教材」として子どもたちや学生に対して何を考えてもらうか、ということが主眼だ

ろう。

できれば両方「HEROとダンダリン」のDVDを視聴し、子どもたち・学生の意見を反映することも必要かと思われる。

(2) 高校生など校種の相違による、意識調査も必要である。視聴後の話し合い・交流も大事な教育的要素である。

#### 引用文献

- 1) 厚生労働省 非正規雇用の現状 2014(平成26)年度 p.1
- 2) 内閣府官房調査政府広報室 世論調査 1現在の生活について
- 3) 子どもの貧困白書編集委員会編 2009 子どもの貧困白書 明石書店 pp.10-11
- 4) 内閣府 子ども・若者白書 2014(平成26)年度 第3節 子どもの貧困
- 5) ・労働総研 2009年11月 内部留保を労働者と社会に還元し、内需の拡大を! 経済危機打開のための緊急提言 HP  
・斎藤 力 日本の長時間労働と労働時間規制法 経済 No.238 2015年7月 新日本出版社 pp.48-56
- 6) 湯浅 誠 2008 反貧困-「すべり台社会」からの脱出 岩波書店 総頁224
- 7) 安部 彩 2008 子どもの貧困-日本の不公平を考える 岩波書店 総頁249
- 8) 金澤誠一 日本の貧困と「最低生計費」-労働者の実態から見えてくるもの- 2012 経済 NO.173 2012年2月号 新日本出版社 pp.86-108